

# 学校教育

学務課…………… ☎620-1684  
学校教育推進課… ☎620-1683

## 国立・私立小・中学校へ入学するとき

入学の手続きが済み次第、入学する学校の「入学許可書」を、入学後に市外から転入されたかたは、学生証などの在籍が確認できるものを持って、速やかに学務課へ届け出てください。市ホームページからも届け出できます。

## 就学援助制度

経済的に就学困難な児童および生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を援助する制度があります。ご希望のかたは、学校へお申し出ください。保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は、学務課に相談してください。

## 奨学金制度（高校等入学支度金）

4月に高等学校等※に進学を希望しているかたで、経済的にお困りの非課税世帯のかたに支給します。（返済不要）ご希望のかたは、学務課にお申し出ください。保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合は、学務課に相談してください。

※高等学校・特別支援学校（高等部）・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校（修行年限が2年以上の高等課程に限る）および各種学校（日本の高等教育課程に準ずる学校に限る）

## 視覚支援・聴覚支援・支援学校への入学

（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱など）

障害のあるお子さんで、大阪府立視覚支援・聴覚支援・支援学校（知的・肢体・病弱）へ入学を希望されるかたは、学校教育推進課、または直接希望の学校にご相談ください。

# 社会教育・生涯学習

社会教育振興課…………… ☎622-5180  
中央公民館…………… ☎622-1256  
歴史文化財課…………… ☎620-1686  
文化振興課…………… ☎620-1810

教育・文化施設については7～11、15ページ参照

## 社会教育・公民館活動（社会教育振興課）

### ■学級・講座

家庭教育学級の開設、親まなび講座など市民の学習機会の充実に努めています。

### ■識字・日本語教室

文字の読み書きを学ぶために各いのち・愛・ゆめセンターと中央公民館で教室を開設しています。

### ■公民館

地域住民のニーズに対応した各種事業を行うとともに、現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを進めるなど、社会教育の推進・充実に努めています。

## 文化財保護（歴史文化財課）

### ■文化財の保存と活用

文化財についての調査・保護を行い、郷土の文化財に市民が親しみ、愛着を持てるよう啓発に努めています。

## 茨木市文化振興財団

駅前四丁目6-16、市民総合センター（クリエイトセンター）  
☎625-3055（文化事業係）FAX.625-3036

本市の芸術・文化の振興をより一層図るため、公益財団法人茨木市文化振興財団があります。

現在、演劇やクラシック、ポピュラーなどの音楽会、能、狂言などの伝統芸能、落語、浪曲などの大衆芸能を、クリエイトセンターや福祉文化会館の舞台を使って多彩に催しています。

催しの案内は、毎月1日発行の「広報いばらき」やホームページ（<https://www.ibabun.jp/>）、隔月発行の財団ニュースレターを通じて、その都度、市民の皆さんにお知らせします。

業務時間 午前9時～午後5時

休業日 12月29日～翌年1月3日

## 生涯学習活動（文化振興課）

### ■生涯学習講座の実施

生涯学習センターきらめきで、教養（文学・パソコン・語学等）と実技（陶芸・木工等）の計約130講座のきらめき講座、市内大学との連携講座、ボランティア講師による講座を実施しています。

### ■生涯学習情報の収集および提供

市の事業や関係団体が実施する講座や、イベント情報を集約した生涯学習情報誌「Next Stage」の発行、学習に関する相談、市民の皆さんが聞きたい・知りたい内容に応じて、市の職員が皆さんのところへ出向いてお話しする出前講座の案内等を行っています。

## 生涯学習都市宣言

わたくしたちは  
生きています  
みどりや歴史に恵まれた  
茨木の地に  
生きていくかぎり  
わたくしたちは  
学びつづけます  
自分自身の可能性と  
善さを 見出すために  
宇宙の星ぼし 世界の友達と  
手をとりあつて  
愛と 叡知と 真実にあふれ  
文化のかおり高いこのまちで  
茨木市民の願いを活かし  
人間としての尊厳を思い  
生涯学習の場と  
機会をささえるために  
茨木市は  
市制施行50周年にあたり  
生涯学習都市とすることを  
宣言します

平成10年（1998年）11月3日  
茨木市



# 市民生活

市民協働推進課…… ☎620-1604  
公園緑地課…………… ☎620-1654

斎場・コミュニティ施設等については14～16ページ参照、市内の主な公園については21ページ参照

## 自治会活動

自治会は、清掃活動や防犯・防災活動などを通じて地域の連帯感を高め、住みよい地域をつくっていくために、住民の皆さんが自主的に結成し、運営している公共的な団体です。

新規結成の手続きや加入など、自治会に関することは市民協働推進課にお問い合わせください。

## 住民活動災害補償保険制度

自治会やこども会、老人クラブなど各種の住民団体が行う公益性のある事業や活動中に、不慮の事故により、ケガや死亡した場合、また、ボランティアで活動している指導者が法律上の賠償責任を問われた場合に備え、市が一括して保険に加入しているものです。

詳しくは市民協働推進課にお問い合わせください。

**対象住民団体** 主たる活動拠点を市内に有し、構成員が5人以上で組織されている団体

**対象住民活動** 住民団体が無報酬で行うボランティア活動、社会奉仕活動や社会福祉向上のために行う公益性のある活動で、日帰りで行っているもの

例 ●清掃活動＝道路、公園などの清掃等  
●防災活動＝避難訓練、震災訓練等

※スポーツ活動や文化活動などで、単に行事へ参加した参加者は対象になりません。行事の世話役や指導スタッフが行事進行中（準備や片付けも含む）においてケガをした場合などが対象になります。

## チャレンジいばらき補助金 (提案公募型公益活動支援事業補助制度)

さまざまな市民活動団体が行う公益活動に対して、市から補助金を交付することによって、共に課題解決を図る協働体制をつくり、市民等が主体となった地域社会づくりを進めます。

**対象団体** 市内に活動拠点を有する5人以上の団体

**対象事業** 市民等を対象とした市内で実施する公益活動事業（国・地方公共団体から補助金などを受けていない事業、募集年度内に実施する事業）

テーマ設定型・自由テーマ型・連携型がありますので、詳しくは市民協働推進課へお問い合わせください。

## 花と緑のまちづくり

### 花と緑の街角づくり推進事業

公園や児童遊園、住宅前等を対象に、花の管理等ができる自治会等の任意団体（7人以上）に花の苗の無償交付（年3、4回）や、フラワーポットの貸付等を行い、街角に花と緑を創造することを支援しています。

### 民有地緑化助成

住宅等に新たに、道路に面して植え込みやシンボルツリーなどの樹木を植栽する場合、それに伴うブロック塀やフェンスの撤去、また、道路から眺望できる建物の壁面や塀を緑化する場合に費用の2分の1を補助します

（上限あり）。必ず工事着工前にご相談ください。

### 緑の相談・緑の勉強会

毎月第1金曜日に市役所で「緑の相談所」を開設しています。花・植木の育て方や野菜・果樹の作り方など、専門的な知識をもつ相談員がお答えします。また、相談日の午後には、花壇や庭木、果樹の管理など様々なテーマで勉強会を開催しています。お気軽にご相談、ご参加ください。

### バラせん定実技講習会

年2回、若園公園バラ園で開催しています。  
詳しくは公園緑地課にお問い合わせください。

# 飼い犬・猫

市民生活相談課(南館1F)…………… ☎620-1603

環境事業課…………… ☎634-0351

環境衛生センター…………… ☎634-1627

大阪府動物愛護管理センター 箕面支所

…………… ☎072-727-5223

公益社団法人日本獣医師会(犬と猫のマイクロチップ情報登録)

…………… ☎03-6384-5320

生後91日以上以上の犬の所有者は、一生涯に1回の飼い犬の登録をしなければならず、その犬には、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

「動物の愛護及び管理に関する法律」改正に伴い、令和4年6月1日からマイクロチップを装着した犬の所有者が、環境省指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会による「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録し、必要な情報が茨木市に通知されることで、犬の登録の申請とみなされます。

なお、マイクロチップを装着していない犬、または、装着していても「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録しない犬の登録については、市民生活相談課のほか、市内委託動物病院でもできます。

また、飼い犬が死んだとき、市外から転入したとき、犬の所在地、飼い主の住所、氏名および名称等が変わったときは市民生活相談課まで届け出が必要です。

### 《その他》

#### ■猫の避妊・去勢手術費を補助しています

申請方法、受付期間等については市民生活相談課へお問い合わせください。

#### ■犬・猫を飼えなくなったかたへ

犬・猫を飼えなくなったときは、新たな飼い主を自ら探してください。飼い主が見つからずやむを得ず引取りを希望するかたは、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所（箕面市船場西1-11-35）へお問い合わせください（要事前相談）。

#### ■犬の飼い方相談

犬の飼い方相談については、大阪府動物愛護管理センター 箕面支所へお問い合わせください。

#### ■飼っている犬や猫等が死んだとき

環境事業課へご連絡ください。死体1体につき2,000円の手数料で収集処理します。また、環境衛生センターへ直接持ち込んでいただく場合は、手数料は1体1,000円、収骨希望の場合は5,000円（収骨は直接持ち込みの場合のみ可）。諸条件がありますので、環境衛生センターまでお問い合わせください。なお、飼い主のいない犬、猫等の死体を発見した場合、環境事業課へご連絡ください。



# 自転車・バイク・自動車駐車場

交通政策課 … ☎647-2916

## 自転車・バイク駐車場

使用料	自転車			原動機付自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (51cc以上)
	※1	※2	※3		
1日1回	100円	70円	—	200円	250円
定期 1か月※4	1,500円 学生=1,200円	1,100円 学生=900円	1,300円 学生=1,000円	3,000円	4,000円
定期 3か月※4	4,000円 学生=3,500円	3,000円 学生=2,500円	3,500円 学生=2,800円	8,000円	11,000円

- ※1 (※2) および(※3) 以外の自転車駐車場の料金
- ※2 春日、モノレール沢良宜駅、モノレール阪大病院前駅、南茨木駅北の3階部分の一時・定期利用、およびJR駅前北、の定期利用の料金
- ※3 双葉町の屋根なし部分の定期利用の料金
- ※4 定期利用希望者は、各有人駐車場へお問い合わせください。

## 自動車駐車場

使用料 一時利用	午前8時～午後8時	午後8時～午前8時	24時間以内、 利用料金最大 1,200円
	各駐車場	30分ごとに100円	
双葉町 阪急茨木東口	20分ごとに100円		

定期	料金	定期利用できる駐車場
定期1ヶ月※4	15,000円 12,000円	JR駅前ビル・中央公園 総持寺駅南



## 市内の自転車駐車場・自動車駐車場

駐車場名	所在地 電話番号	区分			営業時間		
		自転車	バイク <sup>※5</sup>	自動車	自転車・バイク <sup>※5</sup>	自動車	
JR茨木駅周辺	西駅前町	西駅前町 622-5484	○	○	—	24時間※10	—
	松ヶ本町	松ヶ本町 (問合 西駅前町)	○	—	—	24時間※10	—
	JR茨木西口	西駅前町 620-8087	○	○	—	24時間※10	—
	春日	春日一丁目 620-0400	○	—	—	24時間※10	—
	JR茨木北	春日一丁目 (問合 春日)	○	—	○ <sup>※9</sup>	24時間※10	24時間
	JR茨木駅東口	駅前一丁目 626-0705	○	—	—	午前4時45分～ 翌午前1時	—
	JR駅前北	駅前一丁目 (問合 JR茨木駅東口)	○ <sup>※6</sup>	—	—	24時間	—
	JR茨木南	西中条町 (問合 JR茨木駅東口)	—	○ <sup>※6</sup>	—	24時間	—
	JR茨木駅前 広場(西口)	西駅前町 (問合 JR茨木駅東口)	○ ラック※7	○ ラック※7	—	24時間	—
	JR駅前ビル	西駅前町 622-2180	—	—	○	—	午前6時～ 午後11時
阪急茨木市駅周辺	阪急茨木西口	永代町 624-5018	○ ラック※7	○	○ <sup>※9</sup>	24時間※10	24時間
	双葉町	双葉町 (問合 阪急茨木西口)	○	○	○ <sup>※9</sup>	24時間※10	24時間
	別院町	別院町 624-5228	○	—	—	24時間※10	—
	阪急茨木北口	永代町 624-0407	○	—	○ <sup>※9</sup>	24時間※10	24時間
	阪急茨木東口	双葉町 (問合 阪急茨木西口)	—	—	○ <sup>※9</sup>	—	24時間
総持寺周辺	総持寺	庄二丁目 624-5221	○	○	—	24時間※10	—
	総持寺駅南	中総持寺町 638-6405	○	○	○	24時間※10	24時間
	JR総持寺駅南	総持寺一丁目 657-8666	○	○	—	24時間※10	—
	JR総持寺駅北	西河原一丁目 (問合 JR総持寺駅南)	○ <sup>※9</sup>	—	—	24時間※10	—

駐車場名	所在地 電話番号	区分			営業時間		
		自転車	バイク <sup>※5</sup>	自動車	自転車・バイク <sup>※5</sup>	自動車	
阪急南茨木駅周辺	南茨木駅前 (第1・2)	東奈良三丁目 632-4462	○	○	—	24時間※10	—
	南茨木駅前 (第3～5)	若草町 622-5458	○	○	—	24時間※10	—
	南茨木駅北	東奈良三丁目 635-0713	○	○	—	24時間※10	—
市	中央公園※8	駅前四丁目 624-3112	—	—	○	—	午前6時～ 午後11時
	市役所※8	駅前三丁目 (問合 中央公園)	—	—	○ <sup>※9</sup>	—	24時間
モノレール各駅周辺	モノレール 宇野辺駅前	下穂積一丁目 621-5594	○	○	—	24時間※10	—
	モノレール 沢良宜駅	高浜町 633-4346	○	○	—	24時間※11	—
	モノレール 彩都西駅	彩都あさぎ一丁目 643-8798	○	○	—	24時間※10	—
	モノレール 豊川駅	豊川四丁目 (問合 彩都西駅)	○	○	—	24時間※11	—
モノレール 阪大病院前駅	南春日丘七丁目 (問合 彩都西駅)	○	○	—	24時間※11	—	

- ※5 バイクとは、原動機付自転車(50cc以下)・自動二輪車(51cc以上)を示す
- ※6 定期利用のみ
- ※7 阪急茨木西口・JR茨木駅前広場(西口)の各ラックは3日以内の場合は、4時間ごとに自転車100円、原付200円、自動二輪250円、3日を越える場合は、自転車2000円、原付4,000円、自動二輪5000円(ただし最初の1時間以内は無料)
- ※8 市役所に用務のあった場合のみ30分以内免除(各館一階に設置の割引ライターで処理してください。)
- ※9 一時利用のみ
- ※10 駐車したまま午前4時を過ぎると翌日の料金が加算されます。
- ※11 駐車したまま午前5時を過ぎると翌日の料金が加算されます。



生活・環境

## 減免制度（自転車・バイク・自動車）

「身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けているかた」「大阪府療育手帳に関する規則に基づく療育手帳の交付を受けているかた」および「精神保健および精神障害者福祉法に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた」とその介助者が利用する場合は、手帳等の提示により使用料を5割減額します。

## 回数券を販売しています

市営各駐車場でする回数券を販売しています。

**販売先** 市営駐車場(有人駐車場のみ)

**種類** 5,000円(100円券×55枚綴)  
2,000円(100円券×21枚綴)  
3,000円(3,300円分のプリペイドカード)

※一部駐車場で使用できないところがあります。

## 駅周辺おおむね300メートルは「放置禁止区域」

まちの美観保持と歩行者の安全確保のため「茨木市自転車等の放置防止に関する条例」を制定し、駅周辺おおむね300メートル以内を「放置禁止区域」としています。

また、放置された自転車や原動機付自転車を随時撤去しています。なお、撤去したものは、放置自転車保管所で一定期間保管します。

**場所** 阪急南茨木駅北側高架下(茨木市若草町11番)

**電話** 625-7891

**引渡時間** 午前9時から午後7時

**休日** 12月29日から翌1月3日

**移動費用** 自転車2,000円、原動機付自転車4,000円

※保管期間を過ぎると処分します。

※移動費用に減免制度はありません。

# 上水道

水道部 営業課 …………… ☎620-1691

工務課給水係 …… ☎620-1692

工務課維持係 …… ☎622-2308

浄水課 …………… ☎643-6167

総務課 …………… ☎620-1690

十日市浄水場については20ページ参照

## 使用開始・中止・名義変更の手続き

転出入・市内転居など、申込内容に変更が生じた場合には手続きが必要となりますので、営業課へお申し込みください。

## 宅地内の漏水の確かめ方と修理



まず、家中の蛇口を全部閉めます。メーターのパイロットマークが回っているときは、どこかで漏水していますので修理する必要があります。

パイロットマーク

修理は、茨木市指定給水装置工事事業者へお申込みください。茨木市指定給水装置工事事業者については、工務課のホームページに掲載しています。

なお、平日の夜間、土・日曜日、祝日につきましては、茨木市水道工事業協同組合(☎626-2300)へご相談ください。

## 口座振替制度をご利用ください

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。お客様番号を確認し、市指定の口座振替依頼書または金融機関所定の申込書により、金融機関へお申し込みください。

## 家庭の水道工事は

給水装置の新設・増設・改造・撤去・修繕は指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

給水装置工事は、必ず指定給水装置工事事業者を経由して工務課給水係へお申し込みください。



## 下水道・公設浄化槽

下水道総務課… ☎620-1665

下水道施設課… ☎620-1667

### 水洗便所にするには

排水設備の工事は、市が指定した「排水設備等指定工事店」でなければ施工できません。

市では、公共下水道の供用開始区域および山間部の公設浄化槽区域の全戸が一日も早く水洗化されるよう、助成金と貸付金の制度を設け、水洗化を促進し、生活環境の改善に努めています。

■助成金について 既設のくみ取り便所（し尿浄化槽による水洗便所を含む）を水洗便所に改造されますと1戸1設備に限り、5千円の助成金を交付します。

■貸付金について 水洗便所に改造するために必要な資金は、次の要領でお貸しします。

#### 1. 貸付限度額

- くみ取り便所を水洗便所に改造する場合1設備につき…30万円以内
- し尿浄化槽による水洗便所を切り替える場合1設備につき…25万円以内

#### 2. 貸付利率…無利率

#### 3. 償還方法（納付制）…貸付の翌月から40か月以内の均等月賦償還（1設備につき月額7,500円）

その他の条件などの詳細は、下水道総務課にお問い合わせください。

### 家庭の排水設備工事

家庭や事業所等の排水設備工事を指定工事店以外の業者に依頼されたり、無届工事をされますと助成金や貸付制度の適用がないほか、工事申請から完了手続きをはじめ、工事完了検査もできませんので、ご注意ください。

詳しくは下水道施設課にお問い合わせください。

### 雨水貯留タンクの設置補助制度

下水道管や水路へ流れる雨水を少しでも減らし、道路などへの浸水を防止するため、雨水を花や樹木の散水に活用できる「雨水貯留タンク」を設置したかたに、購入費の一部を助成する制度を設けています。

詳しくは下水道施設課にお問い合わせください。

**対象** ①雨水貯留タンクを市内公共下水道供用区域に設置し、適切に維持管理でき、過去にこの制度による助成を受けていないかた、②貯留容量が80リットル以上ある市販の雨水貯留タンク設備（本体や雨といからの分器具・雨といと本体の接続部品、本体の架台等を含む）

**補助金** 購入費の3分の2（消費税は含む、設備工事費は含まない）、上限3万円

**タンク数** 戸建て住宅＝1基、集合住宅＝屋根面積100平方メートルにつき1基

**交付対象** 予算の範囲内で先着順

**備考** 購入前に、交付申請書の提出が必要

## ごみの減量

資源循環課… ☎620-1814

### ごみ分別アプリ「茨ごみプリ」を配信中

ごみの分別や廃棄に関するさまざまな疑問に答えるため、スマートフォン用のごみ分別アプリを無料配信しています。「収集日カレンダー」や「アラート通知」、「ごみ分別辞典」、「MAP」等の機能が搭載されています。「ごみの分け方と出し方リーフレット」の外国語版の閲覧もできます。

### 生ごみ処理容器等の購入費を助成

生ごみの減量またはたい肥化を目的とする電源を必要としない容器（コンポスト容器等）または電源を必要とする機器（生ごみ処理機）を購入・設置するかたに、購入費の一部を助成しています。なお、申請手続き前に購入すると助成は受けられません。

### 再生資源集団回収団体に報奨金

ごみの減量や資源の有効利用を図るために、自主的に新聞・雑誌その他の資源物の集団回収を行う地域住民団体または社会福祉法人に対し報奨金を支給します。

## 環境の保全

環境政策課… ☎620-1644

### ええことカレンダー〈いばらき環境家計簿〉

ええことカレンダーに家庭での電気やガス使用量などを記録し、二酸化炭素の排出量を計算することで、使用量や排出量の削減のきっかけになります。地球にもお財布にもやさしいエコライフに取り組んでみませんか。環境政策課窓口のほか、主な公共施設に設置しています。

### グリーン購入

商品を買う際に、価格や機能・品質だけでなく、環境性能も考えて選べば、長い目で見ると家計にも環境にもよい買い物ができます。これが「グリーン購入」です。もちろん、ムダに買い替えない・新たに買わないことも環境によいことです。

### 住宅用太陽光発電システム補助

太陽光発電システムは、運用時に全く二酸化炭素を発生しない新エネルギーです。市では、市内で自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置されたかたに対し、その費用の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。

### 家庭用燃料電池・太陽熱利用システム・蓄電システム補助

地球温暖化対策の一環として、家庭における省エネルギー化を促進するため、市内で自ら居住する住宅に家庭用燃料電池（住宅用太陽光発電システム補助と同時申請に限る）・太陽熱利用システム・蓄電システムを設置されたかたに対し、その費用の一部を補助しています。詳しくはお問い合わせください。



## 環境教育・学習

### こどもエコクラブ

幼児から高校生までの子どもと、保護者（サポーター）で構成される、環境省提唱の子どもによる環境学習活動です。楽しく活動しながら、環境について学んでみませんか。登録は環境政策課で行っています。

### 環境教育ボランティア登録制度

環境に関する知識や講師が必要なおときには、環境教育ボランティアが皆さんをお助けします。さまざまな分野におけるプロフェッショナルが市に登録しています。

詳しくは、環境政策課窓口のほか、市ホームページに掲載している「環境学習プログラム」をご覧ください。

# ごみの出し方

環境事業課… ☎634-0351

環境衛生センターについては20ページ参照

※ごみを直接持ち込みされる場合は、必ず前日までにお申し込みください。 問合せ 環境衛生センター(☎634-1627)

分類	普通ごみ	粗大ごみ	缶・びん・ペットボトル	古紙類・古布類
置場	普通ごみ置場	粗大ごみ置場	粗大ごみ置場	粗大ごみ置場
収集回数	週2回	各粗大 月1回	月2回	月1回
収集するごみ	大きさが約30cm未満の小さなごみ  中身が見える透明袋で出してください。	小型：大きさが30cm以上1m未満のごみ 大型：大きさが1m以上のごみ（ただし一辺のいずれかは1m未満）  粗大ごみ収集日に普通ごみや資源物（食用の缶・びん・ペットボトル・化粧品のビン・古紙類・古布類）は収集できません。	飲食品用の缶類、びん、ペットボトル、化粧品びん  缶・びん・ペットボトルを種類ごとに分けて透明袋に入れて出してください。 びんは回収ボックスを利用する時は、袋から出してください。	新聞（折込チラシ含む）、雑誌（各種紙箱含む）、段ボール、古布・古着 新聞・雑誌・段ボールをそれぞれ別に紐で結束して出してください。 古布・古着は透明袋に入れて出してください。 古紙類・古布類は、できるだけ子ども会や自治会の集団回収に出してください。

※ごみ出しのルールを守りましょう

### 市で収集・処理できないごみ

- 事業活動に伴って出る廃棄物（直接持ち込みまたは、許可業者に依頼してください）
- 業者請負の新築・増改築・解体などによって発生する建築廃材（産業廃棄物となります。）
- 業者請負の植木剪定ごみ、浴槽や畳の入替えなどによるごみ
- 危険なごみ（有害・爆発性・感染性あり）
- 汚物
- 処理困難な物（長大・頑強な物等）

### 臨時ごみ・動物の死体の収集（有料・電話予約制）

- 引越し等で多量に出るごみ
- 自治会清掃等によるごみ（無料）
- 動物の死体（犬・猫など） [袋か段ボール箱に入れる]
- スプリング入りベッドマットレス

### 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は家電販売店へ

- 家電4品目は、市ではごみとして収集できません。
- 購入店または買い替え店に引き取ってもらってください。

### 家庭用パソコンはメーカーへ

- パソコンを廃棄処分する時は、各メーカーに回収依頼をしてください。
- 回収方法や料金等については、製造・販売メーカーのホームページ等でご確認ください。
- 回収するメーカーがないパソコン等は  
一般社団法人パソコン3R推進協会  
☎03-5282-7685  
ホームページ <https://www.pc3r.jp>

# 住宅に関する補助

居住政策課… ☎655-2755

### 住宅の耐震診断補助制度

平成12年（非木造は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の戸建住宅、長屋、共同住宅の所有者に、耐震診断費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。

### 木造住宅・共同住宅の耐震改修等補助制度

平成12年（共同住宅・除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の木造住宅、共同住宅の所

有者に、耐震改修設計費用、耐震改修費用、除却費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。

### 多世代近居・同居を支援する補助制度

子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、市外から転入した世帯に費用の一部を補助しています。詳しくは居住政策課にご相談ください。



# 防災

危機管理課… ☎620-1617

地震や水害に備えて、日頃から準備をしておきましょう。市では、「水害・土砂災害ハザードマップ」と「地震防災マップ」の2種類の防災マップを作成しています。また、市ホームページや下図読み取りから開設している避難所等もご確認いただけますので、ぜひご活用ください。



茨木市避難所開設状況



# 災害見舞金制度

危機管理課… ☎620-1617

災害で被害に遭った市民の皆さんに災害見舞金を支給します。

**受給要件** 災害(交通事故含む)発生時に、本市に住民登録をしており災害により死亡または傷害を受けた。また、災害のため現に居住している家屋が、全・半壊もしくは全・半焼した世帯および床上浸水した世帯。

**支給額** 死亡=10万円、全壊(焼)=5万円、半壊(焼)3万円、床上浸水=2万円、治療3月以上(入院・通院の合計実日数が90日以上)の傷害=3万円

**申請期間** 事故発生日または、罹災した日から1年以内(死亡の場合は、死亡した日から1年以内)

**提出書類** 住民票の写し(手数料免除※)、罹災証明書、交通事故証明書、医師の診断書など  
※手数料免除申請書は危機管理課にて配布

# 救急

消防本部… ☎622-6955

消防本部、消防署・分署については20ページ参照

## 「AED」を設置

AEDとは、除細動(電気ショック)により心室細動を取り除くものです。心室細動とは、心臓の筋肉が不規則にけいれんし、全身に血液を送り出すポンプとしての機能を果たせない状態になることをいいます。その、心室細動となった心臓の唯一の治療法がAEDによる除細動

(電気ショック)です。

市役所、小・中学校をはじめとした市の公共施設に設置しています。

## 救急医療相談窓口「救急安心センターおおさか」

「病院へ行くべき?」「救急車を呼ぶべき?」「応急手当の仕方がわからない」など、迷ったらまずここへ電話してください。皆さんからの救急医療相談を、相談員・看護師が医師の助言のもと24時間365日受け付け、緊急性がある場合は、直ちに救急車が出勤します。

**電話番号** ☎#7119 (固定電話:プッシュ回線・携帯電話・PHS)、または☎06-6582-7119 (固定電話:ダイヤル回線・IP電話)

## 「応急手当」講習会

市では、市民の皆さんの尊い命を守り、安心して暮らしていただけるよう、積極的に救急業務の高度化を推進しています。また、自主救護能力を高めるため、応急手当に関する正しい知識と技術の普及啓発に努めています。

講習名	日 程	時 間
救命入門コース	(4月・7月・10月・1月) 第3日曜日	10:00~11:30 (90分)
普通救命講習Ⅰ	毎月第3土曜日	13:00~16:00 (3時間)
普通救命講習Ⅱ	毎月第3土曜日 普通救命講習Ⅰを受講後に1時間の効果測定を実施します	13:00~17:00 (4時間)
普通救命講習Ⅲ	(4月・7月・10月・1月) 第3日曜日	13:00~16:00 (3時間)
上級救命講習	(5月・8月・11月・2月) 第3日曜日	9:00~17:00 (8時間)

※応急手当Web講習(eラーニング)を受けると、普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、上級救命講習の受講を短縮することができます。詳しくは消防署救急救助課(☎622-6959)にお問い合わせください。



## 人権擁護

人権・男女共生課… ☎620-1640

人権擁護都市宣言、人権尊重のまちづくり条例、第2次茨木市人権施策推進基本方針の趣旨に基づき、一人ひとりの人権が尊重される、豊かで住みよい都市づくりをめざしています。

人権侵害等についての人権相談は、52ページをご覧ください。

各いのち・愛・ゆめセンターについては19ページ参照

### 人権・男女共同参画推進活動を支援します

「人権・男女共同参画推進」をテーマにした活動を支援するための補助制度があります。詳しくは人権・男女共生課啓発係（☎622-6613）にお問い合わせください。

#### 内 容

- ①人権・男女共同参画に関する講演会・研修会等
- ②人権・男女共同参画に関する街頭啓発等
- ③人権・男女共同参画に関する自主啓発物の作成や配布
- ④その他人権啓発・男女共同参画に役立つと思われるもの。

## 男女共同参画

人権・男女共生課… ☎620-1640

市では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな取り組みを行っています。市民や事業者の皆さんも「市と市民がともに築く男女共同参画社会の実現」にご協力をお願いします。

第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）は、男女共生センターローズWAMや各図書館などの公共施設に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

男女共生センターローズWAMについては19ページ参照



### 非核平和都市宣言

世界の平和と安全は全人類の願望であり、ます。にもかかわらず、核軍拡競争はとどまなく拡大しており、私どもは生存の危機に立たされています。

日本は世界ではじめて広島・長崎に原爆の被災を受け、今もなお数十万の人びとがその後遺に苦しんでいます。再びその惨禍を繰り返さず、人類を滅亡から救うために、核兵器の使用を許してはなりません。

私たちは太平洋戦争の苦しみの中から世界に誇るべき平和憲法を制定しました。その精神に基づき、核兵器の廃絶を世界の人びとと共に強く主張し、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という非核三原則の厳守を政府に求めます。

更に市民に向けて平和のための諸施策を推進することを誓い、ここに「非核平和都市」とすることを宣言します。

昭和59年（1984年）

12月17日

茨木市



この宣言は、茨木市議会が決議し、議決されたものです。

### 人権擁護都市宣言

すべての人は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有しています。

しかし、このかけがえのない人権を侵害する事実が、社会のさまざまな場面であとをたちませぬ。

私たちは、日本国憲法のもとに、この大切な人権が傷つき、心を痛めることのないよう、平和と市民の生命と財産を守り、市民生活を向上させ、あらゆる差別のない社会を築いていきたいと願っています。

私たちは、基本的人権を擁護するために、たゆまぬ努力を重ね、地球市民として国際的な視野に立ち、共に学び、考え、行動します。

ここに、私たちは、人権が守られた、豊かで住みよい都市をめざし、歴史と緑に恵まれた茨木市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成7年（1995年）3月28日

茨木市



人権擁護都市宣言  
シンボルマーク

このシンボルマークは、人権の大切さを「人」と「心」といばらきの「い」の字をモチーフにデザインしたものです。

